

保育園における感染症の登園基準一覧表

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。集団感染を防ぐため、登園に際しては以下の配慮をお願いいたします。

- ①感染力が低下して、登園しても集団感染につながらないこと
- ②子どもの健康状態が毎日の集団生活に支障がないところまで回復していること

感染症名	感染力のある期間	登園基準
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日間	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	発症前 24 時間から解熱後 3 日を経過するまで	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
風疹(三日はしか)	発疹出現 7 日前から 7 日後まで	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	発疹の 1~2 日前からかさぶた形成まで	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹前 3 日から腫脹出現後 4 日間	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現して 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現してから数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日を経過していること
流行性角結膜炎	発症後約 2 週間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を投与しない場合に約 3 週間排菌が続く	特有な咳が消失していること。又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157 O26)等	便中に菌を排泄している間	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、2 回の検便で陰性が確認されていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始前後 1 日	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	症状発現時から 4~6 週間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	風邪症状出現から顔に発疹が出るまで	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ等)	症状のある間と、症状消失 1 週間	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 カ月程度ウイルスを排泄しているので注意)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	水疱を形成している間	全ての水疱がかさぶた化していること
とびひ	水疱を形成している間	全ての水疱がかさぶた化していること
ヒトメタニューモウイルス	症状が出てから 1~2 週間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

参考・厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)